

みんなで創ろう！われらの合志市

合志市自治基本条例
(まちづくり基本条例)
策定



市民検討会



問い合わせ先:企画財政課 政策企画班(合志庁舎) ☎248-1813

市民検討会では、「合志市自治基本条例検討懇話会」で検討した条例の『草案』を基に意見交換を行ないます。
『草案』をすべて示すことはできませんが、全体の構成と条文の抜粋を掲載しますので、検討会に参加いただき、ご意見をいただきますようお願いします。
※『草案』の全編は、市ホームページや企画財政課で見ることができます。

(仮称)合志市自治基本条例『草案』 構成

前文

- 第1章 総則(第1条～第3条)
目的、定義、自治の基本理念を示します。
- 第2章 市民の権利と責務(第4条～第6条)
市民の権利と責務及び子どもや青少年の権利を明らかにしています。
- 第3章 市議会の役割と責務(第7条～第9条)
市議会の役割と責務及び市議会議員の責務を明らかにしています。
- 第4章 市の執行機関の責務(第10条～第12条)
市の執行機関の責務、市長の責務、市職員の責務を明らかにしています。
- 第5章 市政の運営(第13条～第24条)
市政の運営の基本原則、組織、総合計画、総合的な行政サービス、情報共有、個人情報保護、市民の要望の取扱い、行政手続、公益通報、行政評価、説明責任、財政運営について明らかにしています。

- 第6章 参画と協働によるまちづくり(第25条～第33条)
市民参画と協働の原則、市民参画制度、市民意見提出手続、審議会等への市民参画、住民投票、住民投票の請求及び発議、市民活動団体との連携、コミュニティ活動などについて示しています。
- 第7章 国及び他の地方公共団体等との連携(第34条)
国及び他の地方公共団体等との連携を示します。
- 第8章 条例の最高規範性等(第35条・第36条)
条例の位置付け及び条例の見直しについて示しています。

附 則

条文の案は、全部を掲載できませんが、いくつかの『例』を示します。
上の段は懇話会で検討した条文案で、下の段は文に込めた思いやその説明です。



第1条(目的)
この条例は、合志市の自治の基本的な理念を定め、自治の主体者としての市民、市議会及び市の執行機関の役割を明らかにすることにより、地方自治の本旨に基づいて、住民自治のまちを創造し、将来にわたって安全に安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とします。

この条例を制定する目的を示しています。
市民、市議会、市の執行機関(行政)がそれぞれの役割を果たし、参画と協働によってよりよいまちづくりをすすめるため、自治の基本ルールを定めようという思いを込めています。

第4条(市民の権利)
市民は、自治の主体者として、合志市のまちづくりに参画する権利と、コミュニティをはじめ、市議会及び市の執行機関と協働する権利を有します。

住民自治によるまちづくりをすすめるのは主体者である市民であり、まちづくりには参画する権利と協働する権利とが保障されることが大切であるという思いを込めています。
市民やコミュニティの定義、参画するための知る権利なども別に定めることにしています。

第6条(子どもや青少年の権利)
子どもや青少年は、個人として尊重され、まちづくりに参画する権利を有します。

将来まちづくりを担う子どもたちをみんなで育てること、子どもたちにまちづくりに関心を持ってもらうことなど、大人と一緒にまちづくりをすすめる担い手として位置づけるため、特出して表現しています。大人は、子どもや青少年を市民として尊重し、まちづくりへの参画ができるよう環境を整備し、子どもたちが生活していくための知恵と技術を伝える責務を有するということも込めています。

第10条(市の執行機関の責務)
4 市の執行機関は、市のめざすべき方向性やまちづくりの理念を定めて、分かりやすい方法で広く市民に示さなければなりません。

市民に市民としての責務を果たしてもらうためには、市の執行機関が、まず市のめざすべき方向性やまちづくりの理念を定めて、市民に分かってもらうことが必要です。市総合計画の基本構想で理念や方向性が定められていることや、市の財政計画(将来見通し)にも関心を持ってもらうため、市の執行機関は、分かりやすく広く市民に知らせる方法を工夫して周知しなければならないという思いを込めています。

市民検討会で出された意見はどうなるの？

- ◎検討会で出されたご意見は、懇話会が提言書としてまとめるための参考にさせていただきます。できる限り盛り込んでいきたいと思っておりますが、ご意見のとおりにならない場合もあります。
- ◎今後、条例の策定が進み次第、市民の皆さんからご意見をいただく機会として、パブリックコメント(市民意見提出)を行ないます。その際にもたくさんのご意見を出していただきますようお願いします。

合志市自治基本条例検討懇話会とは？

- ・「懇話会」のメンバーは20人で、10人が公募に応じていただいた市民、10人は地域づくりなどで活動されている市民の中から市長が選定した人を委員として構成されています。
- ・これまで、合志市ならではの自治基本条例策定のために、条例に盛り込む内容や条文の検討を行なう会議を十数回重ねて、『草案』づくりを行なっています。

合志市では、自主自立の“まち”をめざして、「自治基本条例(まちづくり基本条例)」の策定をすすめています。

これまで、合志市第1次基本構想で掲げる「人と自然を大切にしたい協働によるまちづくり」の基本理念のもと、市民の皆さんの協働による策定作業を行なうため、「自治基本条例検討懇話会」で検討を重ねて『草案』をつくりました。

市民の皆さんからより多くのご意見をいただき、参画と協働によって、合志市の自治基本条例(まちづくり基本条例)を策定していくため、『合志市自治基本条例(まちづくり基本条例)策定市民検討会』を開催します。

皆さんの参加をお願いします。

合志市自治基本条例(まちづくり基本条例)策定市民検討会【開催日程表】

開催日	曜	開催時間	開催場所	対象小学校区、コミュニティ名	対象区等名
3月1日	日	9時30分～12時00分	西合志図書館 集会室	西合志第一小校区 西合志中央小校区 西合志東小校区 (合生コミュニティ) (野々島コミュニティ) (西合志中央コミュニティ) (黒石コミュニティ)	北、本村、辻、木原野、東、湯之端、外園、中尾、城、上生、黒松、立割、生坪、弘生、江良、高木、小合志、辻久保、小池、灰塚、大池、御代志、若原、合生住宅、南原住宅、東大池、ユトリック団地、桑木鶴団地、くぬぎヶ丘団地、芝原
3月1日	日	13時30分～16時00分	須屋市民センター 2階研修室	西合志東小校区 西合志南小校区 (黒石コミュニティ) (須屋コミュニティ)	黒石、須屋、上須屋、堀川、新開、九州沖縄農研、再春荘、恵楓園、黒石団地、榎ノ本、西須屋団地、県営住宅、東須屋、南陽、南須屋
3月8日	日	9時30分～12時00分	総合センター ヴィーブル 中央公民館2階 研修室	合志小校区	出分、新古閑、上古閑、御領、野付、新迫、日向、上町、横町、二子、油古閑、上庄、原口、原口下、平島、鹿水、中林、後川辺、栄温泉団地、新栄温泉団地、山下団地、竹迫住宅、栄住宅、合志中央団地、下町
3月8日	日	13時30分～16時00分	泉ヶ丘市民センター 1階 多目的研修室	合志南小校区 南ヶ丘小校区	群、黒石原、すずかけ台、笹原、泉ヶ丘、武蔵野台、雇用促進住宅、永江団地、杉並台、沖野台、西沖住宅

※対象小学校区、コミュニティにかかわらず、どの会場へも自由にご参加ください。